

国水下管第1号
平成25年8月21日

(各地方整備局建政部等経由)
各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長

排水設備等の誤接続に対する適切な対応等について

先般、JR東日本桜木町駅及び町田駅構内施設からトイレ等の汚水を排除させるための排水設備が、雨水管に誤接続され、長期間にわたり近くの河川に流出していたことが明らかになりました。

本件については、平成21年にも同様の事案が発覚し、国土交通省から下水道管理者に対し、平成21年8月3日付け国都下管第4号「汚水の雨水管への誤接続に関する緊急点検の実施等について」により誤接続の有無についての点検等を依頼しましたが、今回、再び排水設備の誤接続が発覚したものです。

このような事態は、公衆衛生の向上、公共用水域の保全等の下水道法の目的を損なうものであり、下水道管理者において重く受け止めるべきものと考えます。

貴職におかれましては、引き続き管路等の適正な管理を徹底するとともに、排水設備の誤接続その他下水道の管理に係る重大な事案が判明した場合には、適切かつ迅速な対応を実施するとともに、速やかに、国土交通省地方整備局建政部等に通知するようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対しても、この旨の周知についてよろしくお願いいたします。